

■目的

若者夫婦が、婚姻をきっかけに本市での生活をはじめた際に、最大10万円の補助を行うことで、新生活における経済 負担の軽減策を講じることで、婚姻及び定住促進に繋げる。

■各種根拠

◆ 1件あたり10万円の根拠

20代後半の年収(約380万)の住民税約13,000円/月とし、市民 税内訳:約8,000円×12ヶ月=96,000円≒100,000円で算出

◆ 30歳未満である理由

RESASによると、本市の初婚年齢が30歳前後であるため

◆ 想定件数150件の根拠

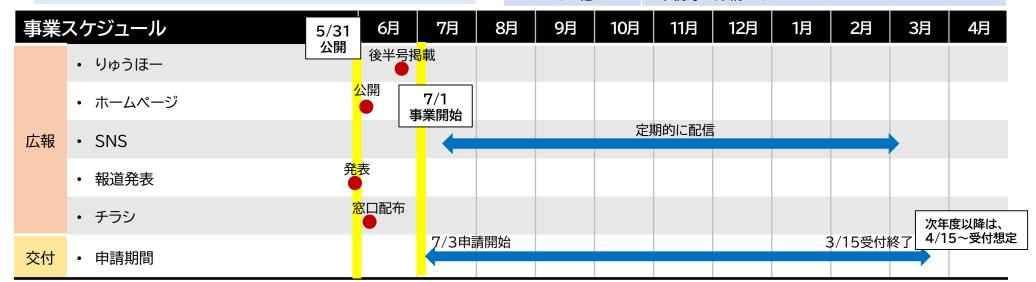
1年間の婚姻件数が200~250件、県初婚年齢(人口動態統計) 30歳未満の割合が約6割。250件×60%=150件

■事業の概要 1件あたり:100,000円(1世帯1回限り)※150件想定

夫婦いずれかが30歳未満で婚姻した際に、新生活を応援するため、最大 10万円(基本額:5万円+加算額:5万円)の補助金を交付する。 基本額に加え、加算額として市内店舗で消費されたレシートを申請書とと もに提出してもらい、審査の上、交付する。

■対象者の主な要件

要件	詳細
対象者	・婚姻日において夫婦いずれかが30歳未満である ・申請日において、夫婦共に龍ケ崎市への居住が3ヶ月経過し、生活の本拠としている ・夫婦は同居している(単身赴任は例外規定を設ける)
対象期間	・令和5年1月1日以降に婚姻し、婚姻日から2年以内 ※最上位計画の施行日以降という考え
その他	・市税等の滞納がない





婚姻

市内居住

補助申請

補助交付

〜婚姻時市外在住もOK/









現在検討中

いずれかが 30歳未満 夫婦等双方が。 龍ケ崎市居住ろヶ月以上 ✓婚姻後2年以内に・・・∕ 龍ケ崎市役所に 補助金の申請

提出書類

- ·申請書
- ·経費内訳一覧(加算額分) ※レシートを添付
- ・戸籍謄本(全部事項証明)の写し ・住民票の謄本の写し

審查後、 補助金を交付

補助金額

最大10流

基本額:5万円 加算額:5万円

※市内消費キャッシュバック

この期間に市内で消費した5万円分が加算額としてキャッシュバック